

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等の納付等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 授業料、入校検定料及び入校料 <u>(以下「授業料等」という。)</u> の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(授業料及び入校料の免除)</u></p> <p>第11条 知事は、経済的理由によって授業料及び入校料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者その他規則で定める特別の理由があると認められる者に対しては、授業料及び入校料の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>(授業料等の納付等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 授業料、入校検定料及び入校料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(授業料等の免除等)</u></p> <p>第11条 知事は、経済的理由によって授業料及び入校料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者その他規則で定める特別の理由があると認められる者 <u>(次条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。)</u> に対しては、授業料及び入校料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>第12条 知事は、次に掲げる者に対しては、授業料、入校検定料、入校料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する事由以外の事由であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものに起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者</u></p> <p>2 第6条第2項、第8条、第9条第1項又は第10条第3項の規定にかかわ</p>

らず、知事は、前項の規定による授業料等の免除の申請をした者については、当該申請に対する審査の結果に係る通知の日までの間、授業料等の納付を猶予するものとする。

3 前項の申請をした者に係る授業料等の納付期間その他の授業料等の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

(授業料等の不還付)

第13条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、前2条の規定に基づき免除された授業料等については、この限りでない。

(補則)

第14条 [略]

附 則

1～3 [略]

(授業料等及び寄宿舎料の不還付)

第12条 既納の授業料等及び寄宿舎料は、還付しない。ただし、前条の規定に基づき免除された授業料及び入校料については、この限りでない。

(補則)

第13条 [略]

附 則

1～3 [略]

4 第5条第1項又は第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入校検定料、入校料又は寄宿舎料を免除することができる。

5 第5条第1項又は第10条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修業が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入校検定料又は寄宿舎料を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において現に在校する者で、この条例による改正前の職業能力開発校条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項に規定する災害により改正前の条例第11条の規定に基づき授業料の免除を受けていたもの及び改正前の条例附則第4項の規定に基づき寄宿舎料の免除を受けていたものは、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の職業能力開発校条例第12条の規定に基づき免除を受けた者とみなす。